

令和元年度原子力規制委員会臨時会議

第 70 回会議議事要旨

令和 2 年 3 月 1 2 日（木）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会臨時会議 第70回会議

令和2年3月12日

11:00～12:05

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1：BWRプラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について（案）（2回目）

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、山形緊急事態対策監、児嶋総務課長、森下原子力規制企画課長、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、渡邊安全規制調整官 他

○冒頭、更田委員長から、本日の審議及び資料は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、原子力規制委員会議事運営要領第7条及び第8条の規定に基づき非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。また、本日の資料のうち公開可能なものは、原子力規制委員会ホームページで公開することとした。

(議題1：BWRプラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について(案)(2回目))

○事務局から、資料1に基づき、BWRプラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について、説明を行った。

○審議の結果、原子力規制委員会は、資料1の2(1)③のうち、故意による大型航空機の衝突(APC)に対する耐性の確保において、単体ではAPC耐性を有さないフィルタベントを複数、位置的分散を考慮して配置することにより、APC時にもいずれか1系統が機能を維持するとの方法については、(案の1)のとおり認められるとした。なお、本方法を採用する場合には、APC時にフィルタベントが同時に機能喪失しないよう互いに独立性を有する設計とすることを審査で確認することとした。

○また、資料1の2(2)のうち、ケースBの設備構成は、重大事故等対処施設と特定重大事故等対処施設を兼ねるフィルタベントが1基であることから、一部の委員からはベントの確実性を懸念する意見が出されたが、新規制基準に基づき設置されるフィルタベントの信頼性は高いこと等により、原子力規制委員会として、次の条件を満足することを前提に、同設備構成は許容し得るとの結論に達した。

- ・ 水素爆発による格納容器破損防止機能についての独立性等の要求を踏まえ、循環冷却設備(空気冷却)による対策を行う際、フィルタベントによらず水素対策が実施できることを、審査で確認すること

○その上で、原子力規制委員会は、その他の部分も含めて資料1にあるとおり、BWRプラントにおける格納容器過圧破損防止対策の審査の今後の進め方を了承した。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門